

阿賀野市上下水道局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月6日

阿賀野市水道事業
阿賀野市長 田中清善

- 1 委託業務名 水道料金等収納事務委託
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 委託する業務内容
使用者が持参した水道料金・下水道使用料納入通知書等の指示に従い収納し、当該収納金を阿賀野市水道事業会計に払い込むもの。
- 4 委託を受ける者
新潟県新発田市月岡温泉285-1
加賀田 文則